

4. 工事の着工について

申請書類が提出された後、内容を確認し、補助金の交付に適合すると認められれば、『補助金交付決定通知書』と併せて、工事完了後に提出していただく『実績報告書』の書類をお送りします。浄化槽工事については、補助金交付決定通知書発行後でないとう着工できませんのでご注意ください。

<注意事項>

○浄化槽の埋設直前に、担当職員が現場立会いを行い、「埋設位置及び人槽、認定番号等の確認、写真撮影」をしますので、それまでは決して浄化槽を埋設しないでください。

○なお、埋設工事の日は、事前に市民環境課（0738-23-5500）までご連絡ください。

また、浄化槽は、遅くとも1月下旬までに埋設するようにしてください。

5. 実績報告書の提出について

浄化槽の工事が完了したら、2ヶ月以内に実績報告書（押印不要）に必要な書類を添えて提出してください。

◆実績報告書に添付する書類◆	用意する方	必須書類	単独くみ取撤去追加書類	配管工事追加書類	雨水貯留槽追加書類
(1) 県浄化槽取扱要綱の規定に基づき市長に提出し受理を受けた浄化槽設置完了届（補助金申請用） <添付書類> ①浄化槽工事自主検査チェック票 ②工事写真	工事業者	○	—	—	—
(2) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し	申請者	○	—	—	—
(3) 浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し	申請者	○	—	—	—
(4) 浄化槽工事請求書及び領収書の写し（単独処理浄化槽またはくみ取便槽の撤去を伴う場合には当該撤去に要する費用を、転換による配管工事を実施する場合には、当該工事に要する費用を区別して記載するものとする。）	工事業者	○	○	○	○
(5) 保証登録証（全浄連）（1人槽以上を除く。）	工事業者	○	—	—	—
(6) 住民票 （飲食店又は民宿等において、交付決定者が居住しない場合を除く。）	申請者	○	—	—	—
(7) 単独処理浄化槽浄化槽またはくみ取便槽の撤去を伴った場合は、撤去に係る工事の施工中、施工後及び撤去した単独処理浄化槽またはくみ取便槽の写真	工事業者	—	○	—	—
(8) 単独処理浄化槽浄化槽から雨水貯留槽への転換を伴った場合は、転換に係る工事の施工中、施工後及び転換した単独処理浄化槽の写真	工事業者	—	—	○	—
(9) 単独処理浄化槽の撤去または雨水貯留槽への転換に係る浄化槽使用廃止届出書の写し	工事業者	—	○	—	○
(10) 転換による配管工事を実施した場合は、宅内の生活排水が接続されていることが確認できる配管工事写真	工事業者	—	—	○	—
(11) 浄化槽法第11条検査契約証明書の写し	申請者	○	—	—	—
(12) その他、市長が必要と認める書類	申請者	必要がある場合のみ			

※ 実績報告書の提出期限は令和8年3月31日（火）です。

※ 実績報告書に必要な書類についても、取得に日数がかかりますので、注意してください。

6. 補助金交付の手続について

実績報告書が提出された後、担当職員が浄化槽工事の完成確認に伺い、届出書類や工事写真、図面などとの照合を行います。

その後、補助金の交付に適合すると認められれば、『補助金交付額確定通知書』と併せて、『補助金交付請求書』をお送りしますので、補助金交付請求書に必要事項を記入の上、市民環境課に提出してください。概ね1ヶ月以内を目途に、指定口座に補助金を振り込ませていただきます。